

きは、投票は行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに当該役員の候補者をもって當選人を定めなければならない。

3 前項の場合において、当該役員の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。

(當選人の失格)

第21条 当選人は選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する被選挙区を異動したときは當選を失う。

(當選の公告)

第22条 当選人が定まったときは、選挙管理者は直ちに當選人に當選の旨を通知し、同時に當選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から7日以内に當選を辞退する旨の届け出がないときは、當選人は、その當選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第23条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事又は監事の数に達しなくなつたときは、選挙管理者は直ちに第19条の例によって、當選人を定めなければならない。

2 前項の規定により當選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(當選の確定及び役員の就任)

第24条 選挙管理者は、第22条第2項(前条第2項において準用する場合を含む)の期間満了日の翌日當選人の住所、氏名、所属被選挙区及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 當選人は、前項の公告があったとき、役員に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず當選人は、

現任役員の任期満了後における第25条の規定による当選、第26条の規定による選挙及び第28条の規定による選挙並びに土地改良法(以下「法」という。)第29条の2の規定による改選、法第29条の3の規定による選挙及び法第34条第2項の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了日の翌日に就任するものとする。

(當選の取消の場合の措置)

第25条 法第136条の規定により當選の取消があったときは、理事長は直ちに第19条の例により當選人を定めなければならぬ。

2 前項の規定により當選人が定まった場合には、第21条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第26条 第19条から第23条までの規定による當選者がない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る當選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは當選の取消の場合(前条の規定により當選人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき再選挙を行なわなければならない。

(補欠役員の繰上補充)

第27条 選挙後一ヶ年以内に役員の欠員が生じた場合において、第19条第1項の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつた者があるときは、理事長は第19条の例によってその者のうちから當選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第21条から第24条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第28条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により當選人を定めることができ

るときを除き、その不足の員数につき補欠選挙を行わなければならない。ただし欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満又は役員に欠員を生じた時か役員の任期満了前3ヶ月以内であるときは、次の総代会まで、補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第29条 理事及びその當選人又は監事及びその當選人のすべてがないとき又は、なくなったときは総選挙を行わなければならない。

#### 附 則

この役員選挙規定は、昭和43年11月11日より施行する。

団地化により作業単位の拡大、農業機械・施設の効率的利用を図るとともに、単収の向上、消費者等のニーズに合った品質をねらいにして、生産性の高い営農の展開をしていく必要がある。

既に、受益区域内においても水田の高い生産力を發揮させる地域輪作農法が始まり、好成績を挙げている。今後は、受益区域での拡大が進み、より生産性の高い田畠輪換へ質的な向上が図られるよう希求してやまない。

その担い手については、稲作では生産組織又は中核的農家の割合が他作物に比べて低いので、今後、地域での話し合いによる合意形成に基づきながら、稲作の組織化を強力に推進していく必要がある。

かんがい用水を預る各務用水土地改良区としては、水田農業確立即ち受益地保全のために全力を挙げて協力し、関係者に加わって水田農業活性化運動を積極的に支援していく考えである。



## 5-5 水田農業活性化運動への協力

水田は、わが国の自然条件に適した高い生産力をもち、土壤流亡防止や保水機能をもつなど国土保全上も重要な役割を果たしている。

農家の耕地面積の大半を占め、農家経済上も重要な位置を占めている。

一方、1人当たりの米の消費量は、昭和37年の118.3kgを境に減少を続け、63年71.0kgとなり、総需要量も減少を続け、水田転作は恒久化の歩みとなり、又米の内容も良質米志向が強くなりつつある。

このような状況のなかで、水田農業の未来を切り拓いていくためには、土地基盤を活用して、需要動向に対応する生産をはかることを基本とし、生産性の向上と品質の向上を図っていくことが肝要である。

特に、稲作の活性化と麦、大豆、飼料作物等土地利用型農作物の定着化を図るために、

### 5-5-1 地区除外の手続き

事情やむをえず各務用水受益地を転用されているが、中には転用申請書に必要な「農地法施行規則第4条第2項」の規定による土地改良区理事長の意見書の交付手続きをされない場合がある。土地改良区ひいては全組合員がその影響を受け困ることになるので、次に地区除外等処理規程を添付しておきます。

## 5-5-2 各務用水土地改良区地区除外等 処理規程

### (適用)

第1条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決裁等については、法令、定款および規約に別段の定めのあるものほか、この規程の定めるところによる。

### (農地転用等の通知)

第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4条第1項本文、同法第5条第1項本文もしくは同法第73条第1項本文の規程による許可（以下「転用許可」という）の申請または同法第4条、第1項、第5号もしくは同法第5条、第1項、第3号の規定による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ、組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）と連署し、別記様式（第1号）により、転用許可の申請または転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。

### (措置)

第3条 この土地改良区は前条の通知があったときは、すみやかに、その転用により土地改良区の事業の受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員または転用関係者に対し次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- (2) 転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設の毀損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。

(4) その土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

### (意見書の交付等)

第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあったときは、当該通知のあった日から30日以内に、別記様式（第2号）により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議および第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第4条第2項（同規則第6条第2項または第43条第2項において準用する場合を含む）の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

2 この土地改良区は、第2条の通知で転用届出に係るものがあったときは、遅滞なく、別記様式（第2号の2）により受理証明書を交付するものとする。

### (地区除外の申請)

第5条 転用組合員は、第2条の通知に係る土地につきこれを転用するときは、あらかじめ、別記様式（第3号）により土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

### (決済)

第6条 この土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請があったときは、除外すべき土地に係る決済金の額を別記基準により確定し、すみやかに、その決済をするものとする。

2 前項の決済金の徴収方法は、賦課金の徴収の例による。

### (会計)

第7条 前条の決済金は、特別会計として処理する。

### (準用)

第8条 この規定は、農地法に基づく許可ま

たは届出を要しない転用および転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。ただし、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

### 附 則

この規定は、昭和46年4月1日から施行する。

### 決済金算定基準

#### 1 決済金の額

決済金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額（2の(1)列記の各負担相当額（決済年度の翌年度以降の負担相当額については、償還金および年賦支払金を除き、決済時点における現価）の合計額と土地改良区が支払うべき金銭の額との差額とする。）

#### 2 決済の範囲

##### (1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

###### ア賦課金等

###### (ア)未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金の決済時点における未納入金額

###### (イ)農地転用賦課金

農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加（補助金の返還により生ずるもの）に伴なう賦課金イ償還金および年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金（利息を除く。）で決済年度の翌年度以降のものにつき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額

ウ土地改良区営土地改良事業に係る事業費

（ケ）維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち決済年度の翌年以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該定額から控除して得た額）

###### (イ)維持管理事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業に限る）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

###### エ県土地改良事業に係る分担金

（ア）維持管理事業以外の事業に係るもの  
決済時点において県が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担または負担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、土地改良区が負担または負担すべき額のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

###### (2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして定款、規約、規程または総代会の議決より定められた金銭の額のうち当該土地に係るもの。

## 3 その他

決済年度の翌年度以降の負担相当額の決済  
する。  
時点における現価は、法定利率により算定

(様式第1号)

## 農地転用の通知書

このたび下記の土地について農地法第 条第 項第 号の規定による  
(許可の申請届出)にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらか  
じめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については別途協議し、第6条の決済  
金については所定の方法によりこれを納付します。

昭和 年 月 日

転用組合員 住 所

氏 名 ㊞

転用関係者 住 所

氏 名 ㊞

何 土地改良区理事長 殿

記

## 1 土地

字名	番地	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	転用予定日	備考

## 2 位置図

3 農業委員会(都道府県知事)に(転用許可申請書転用届出書)を提出しよう  
とする日

上確認済

何 地区担当 役員 何其

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も  
転用関係者として連署すること。

(様式第2号の2)

## 受理証明書

下記のとおり農地法第 条第 項第 号の規定による提出がされるこ  
とについて、本土地改良区あてその旨の通知があったことを証する。

昭和 年 月 日

何 土地改良区理事長 何 某 ㊞

記

1 通知者 転用組合員 住 所

氏 名

転用関係者 住 所

氏 名

## 2 土 地

字名	番地	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	転用予定日	備考

(注) 様式第1号の注と同じ

様式第3中「農地法による許可を受け」を削り、(注)として次のように  
加える。

(注) 様式第1号の注と同じ

(様式第3号)

## 地区除外申請等

昭和 年 月 日下記土地を畠に地目交換したので昭和 年次以降  
土地改良区の地区から除外されたく一時決済を添えて申請する。

昭和 年 月 日

地目変換者(住 所)

(氏名印)

各務用水土地改良区理事長 殿

記

地目変換の土地所在、地番、地目、面積

### 土地改良区の地区除外等についての要領

転用者よりの転用の通知（知事の許可を要する転用者、届出を要する転用者〔市街化区域分〕）→土地改良区へ（土地改良区の措置 転用の通知を受けたときは、速やかにその転用により土地改良区の事業に受ける影響を調査する必要があると認める場合は転用組合員・転用関係者に次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。）→土地改良区の意見書交付（土地改良区の措置について転用者と協議すると共に第6条の決済を速やかにしなければならない。）→転用組合員より土地改良区への地区除外申請→土地改良区は地区除外申請があったときは、除外すべき土地にかかる決済金の額を別記基準により確定し、速やかにその決済をするものとする。（決済金の徴収方法は賦課金の徴収の例による。）

この規定は農地法に基づく許可又は届出を要しない転用および転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。

単位土地改良区が工事中において田を畠又は宅地とした場合は（単に新規加入地区に入れたのみの土地）は一時決済金及び組合費は徴収できる。既に農業委員会が土地改良区の意見がなくして受付して県に提出した分は、既に知事許可済みであるので遡及できない。但し地区除外申請を提出して一時決済金の納付を要する。

### 決済金の算定基準

#### (1) 決済金の範囲

イ 賦課金（決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額）  
ロ 農地転用賦課金（農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加（補助金の返換により生ずるもの）に伴う賦課金）  
ハ 償還および年賦支払金（土地改良区の

$$\text{借入金に係る償還金（利息を除く）} \cdots \\ (\text{借入残}) \div (\text{面積})$$

$$\text{ニ 県営土地改良事業に係る事業費及び団体営事業費による事業費} \cdots (\text{残事業費}) \\ \div (\text{面積})$$

$$\text{（1）維持管理事業以外の事業に係るもの} \\ \text{即ち事業費のうち決済年度の翌年以降の自己負担金} \cdots (\text{自己負担金}) \div (\text{面積})$$

$$\text{（2）維持管理事業に係るもの} \\ \text{決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理に限る）} \\ \text{土地改良区の施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち決済年度以降の自己負担金} \cdots (20\text{年間}) \div (\text{面積})$$

$$\text{ホ 県営土地改良事業に係る自己負担金又は分担金}$$

$$\text{（1）維持管理事業以外の事業に係るもの} \\ (\text{工事費})$$

$$\text{（2）維持管理事業に係るもの} \\ \text{ヘ 団体営事業に係る負担金または分担金} \\ \text{その他…決済年度の翌年度以降の負担相当額の決済時点における現価は法定利率による。}$$

$$\text{（1）維持管理事業以外の事業に係るもの} \\ (\text{工事費})$$

$$\text{（2）維持管理事業に係るもの} \\ \text{耐用年度は施設の実施より起算するを原則とする。}$$

### 一時決済金の図表

$$\text{将来} \quad \cdot \text{県、団営事業費の分}$$

$$\frac{\text{残事業費}}{\text{面 積}} =$$

$$\text{新旧} \quad \cdot \text{県、団営事業費の分}$$

$$\frac{\text{借入残}}{\text{面 積}} =$$

$$\text{既設施設} \quad \cdot \text{県、団営事業費の分}$$

$$\frac{\text{維持管理}}{\text{面 積}} = 20\text{年分}$$

$$\frac{\text{転用時点における未収入金}}{\text{面 積}} =$$

$$\cdot \text{補助金返還分}$$

$$\frac{\text{総事業費}}{\text{総面積}} \times \frac{\text{転用面積}}{(20\text{年分})} =$$

$$\text{以上合計} \quad \text{円} \cdots \text{一時決済金}$$

### 5-6-2 図面作成のねらい

#### (1) 用水施設位置図

- ・国土地理院1/25,000図利用
- ・取入口門、幹線水路図示（青色）  
取入口を起点として、500mごとにSTA 1、2…を設けて、水路ボイントの表現をし易くした。

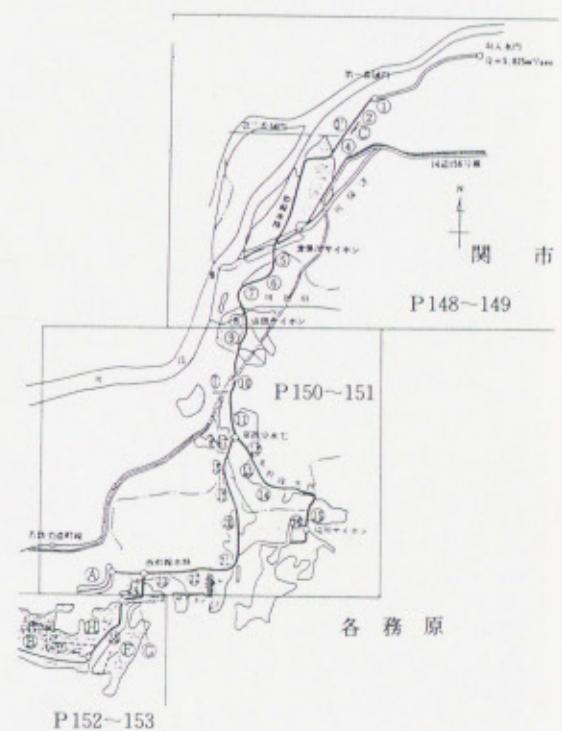
#### (2) 受益区域図

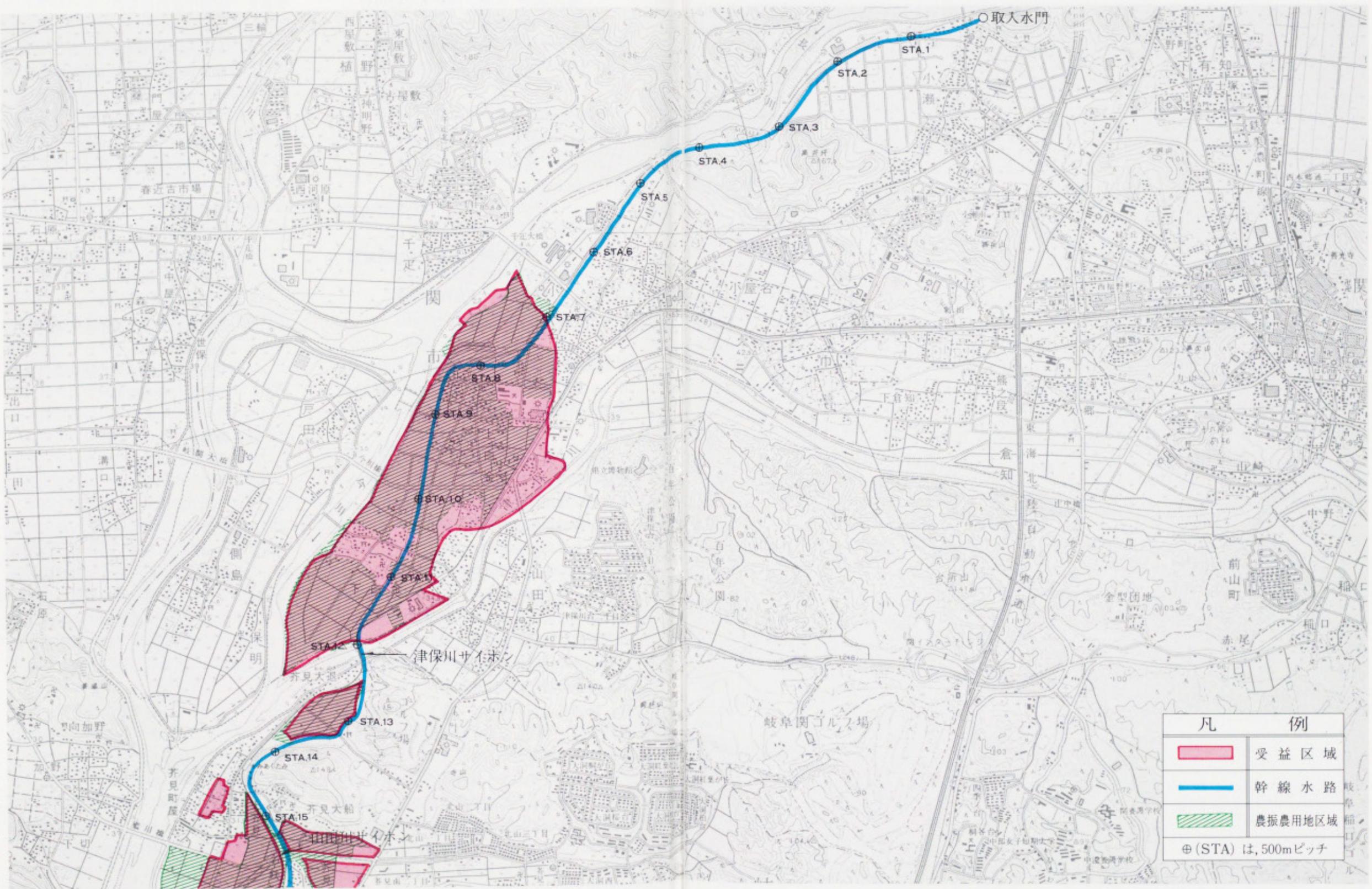
- ・上記と同一図
- ・賦課金対照の受益区域図示（赤色）  
受益地 田のみ

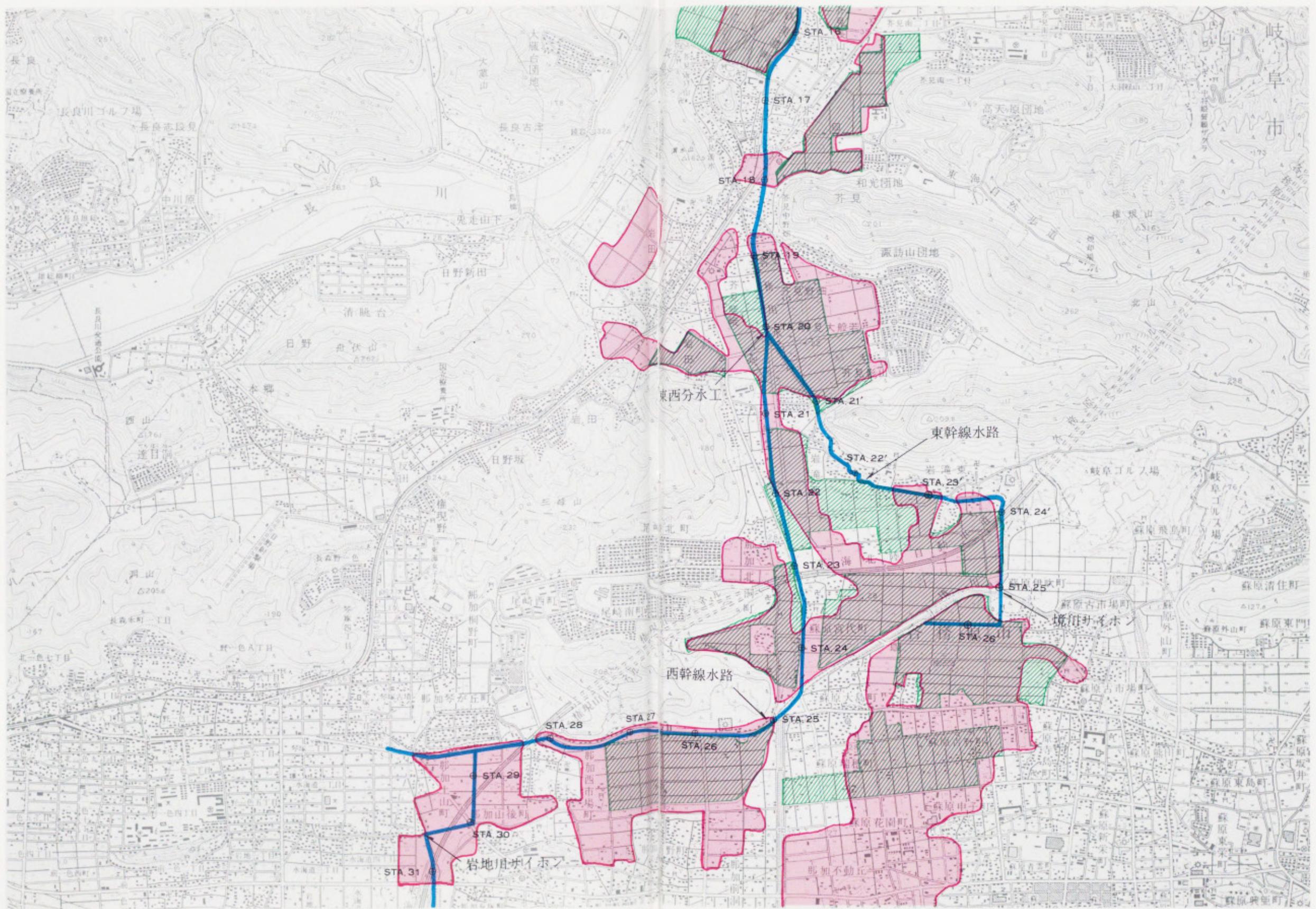
#### (3) 農業振興地域の農用地区域

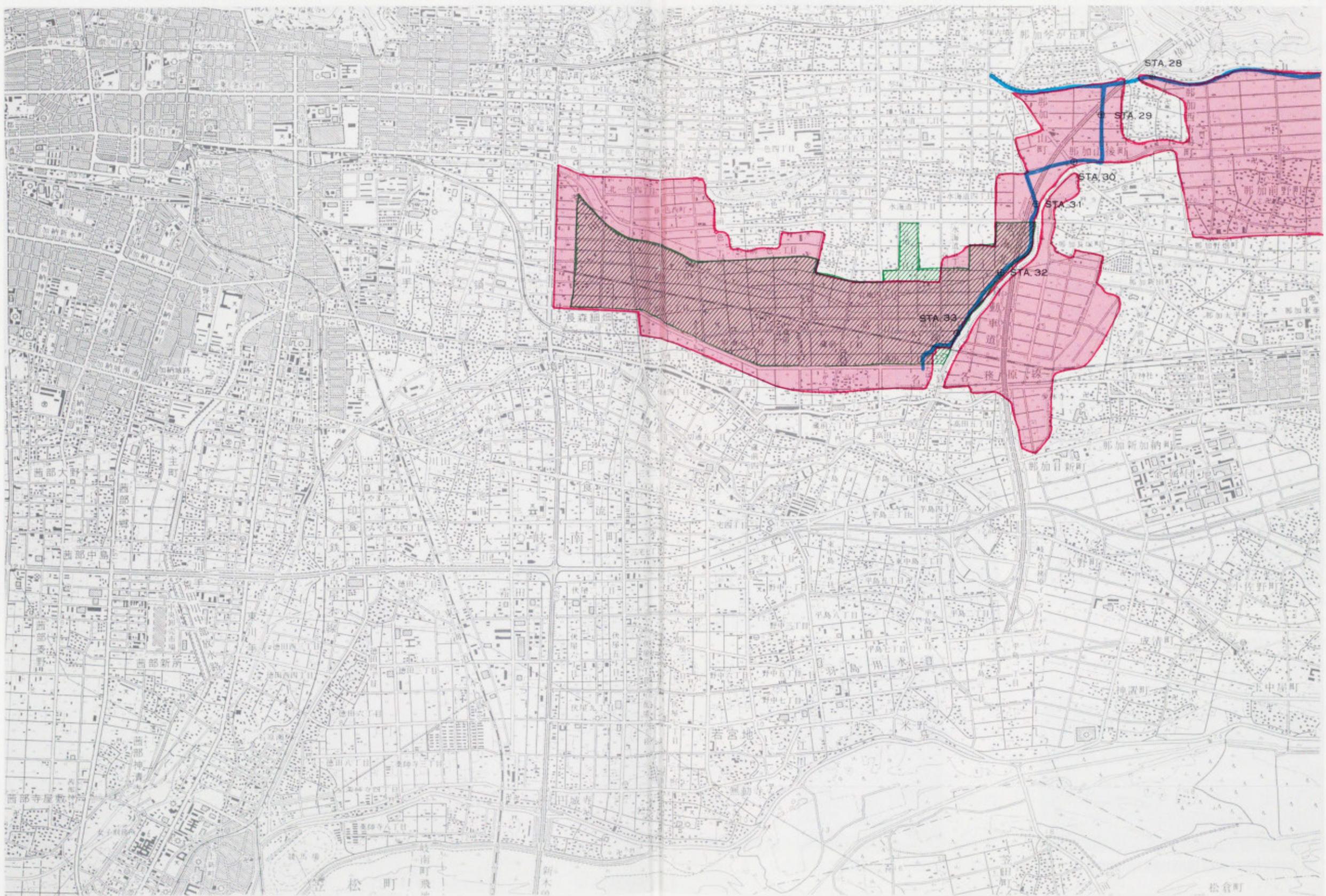
- ・上記と同一図
- ・受益区域のなかの集団的優良農地の区域（緑色斜線）

#### (4) 案内図









## 5-7 取入口の状況と管理

### 5-7-1 取入口の機能

取入口は、かんがいに必要な用水量を河川から確実に取り入れ、幹線水路へ導く機能を有するものである。一般に河川はその流量が変動し、洪水時には著しい土砂や浮遊物を運ぶものである。従って、取入口の機能には流量の調節が容易であることのほか、土砂や浮遊物の流入を防止することも含まれられる。このため、取入口には制水ゲート、門柱、スクリーン、樋管（暗渠）、取水庭、排砂工などの施設を設ける。これらの施設は維持管理費がありかかるないようにしている。

### 5-7-2 取入口の位置

自然取入れの場合は、ミオ筋が河岸に接して十分水深が安定している所（河川湾曲部中央点直下流の外側（凹岸）でこの条件が当てはまることが多い）を選ぶ。特に将来とも河川水位が計画取水位より低下しないことを見極めておく必要がある。

各務用水の取入口は、昭和22年頃計画設計されたもので、その後43年経過しているが、河川の変化があったものの何等取入口は機能・条件の変化が起きていない。好条件の取入口であった。又、この地点を選定された当時の技術者の洞察力がすばらしかったことが証明されたことである。

長良川筋の取入口では、各務用水が最も安定し、好条件の位置にあることは、受益者にとって幸運なことである。

100年記念のハイライトといってよい事柄である。

### 5-7-3 取入水門の管理

取入水門及び調節樋門の操作・管理は、関

市小瀬の鷲見和之氏（その前は父親の鷲見政五郎氏）である。毎日長良川の流量に応じて計画取水量を取り入れるためのゲート操作は、並大抵のことではない。受益者が毎日田に水を入れられるのも鷲見さんのお蔭なのである。

### 5-7-4 取入口の長良川水位

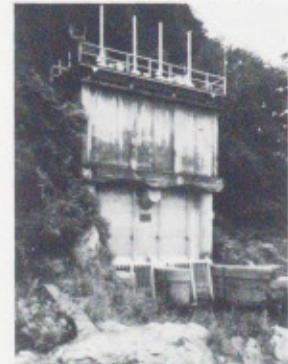
1988年4月に自記水位計が取付けられ計測できるようになった。因みに、1988年5月～1989年4年の1年間の長良川水位曲線を156頁、157頁に添付した。

かんがい期では、取入水位に対して、長良川水位は、最低時でも0.36m高く、取水に支障を及ぼしていない。前述のように取入口の安定と条件のよいことをこれでみることができる。

以後も水位の計測を継続していくが、水位曲線の作成と更にゲートの開け高を記録して保存することにしたい。



● 取入口の状況



● 取入口の条件のよさ

## 5-8 幹線水路の水管理

たいものです。

### 5-8-4 取水施設及び分水施設の管理

取水施設及び幹線用水路は、各務用水土地改良区が管理している。

取水は、水利権に基づき、受益区域の営農状況や気象状況に応じて調節している。幹線水路の分水管理は、用水が区域内に平等に配分されるようあらかじめ調整しておくが、栽培期の変り口や代掻、田植等の特別の期間については、受益区域内を順番に送水するなど、排水計画に沿って調節している。

末端水路による耕地への引水は、各耕作者によって調節管理をお願いしている。

耕地での水のかけ引きは、営農技術の進歩とともにきめ細かく操作されるので、これに対応して幹線水路の送水と取水管理をきめ細かに行なうことが一層必要になりつつある。

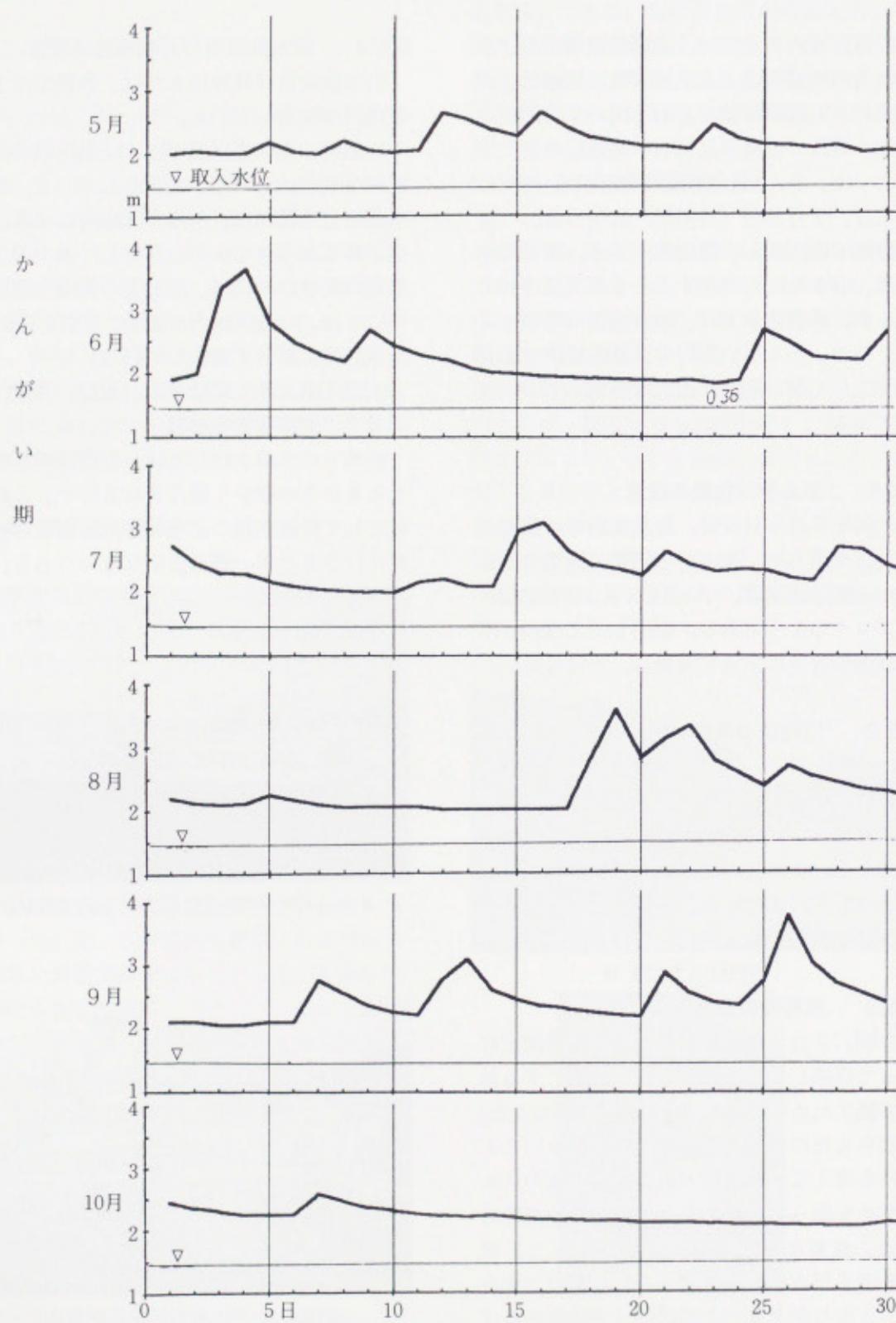


● かんがい初期流量測定（下白金地内）

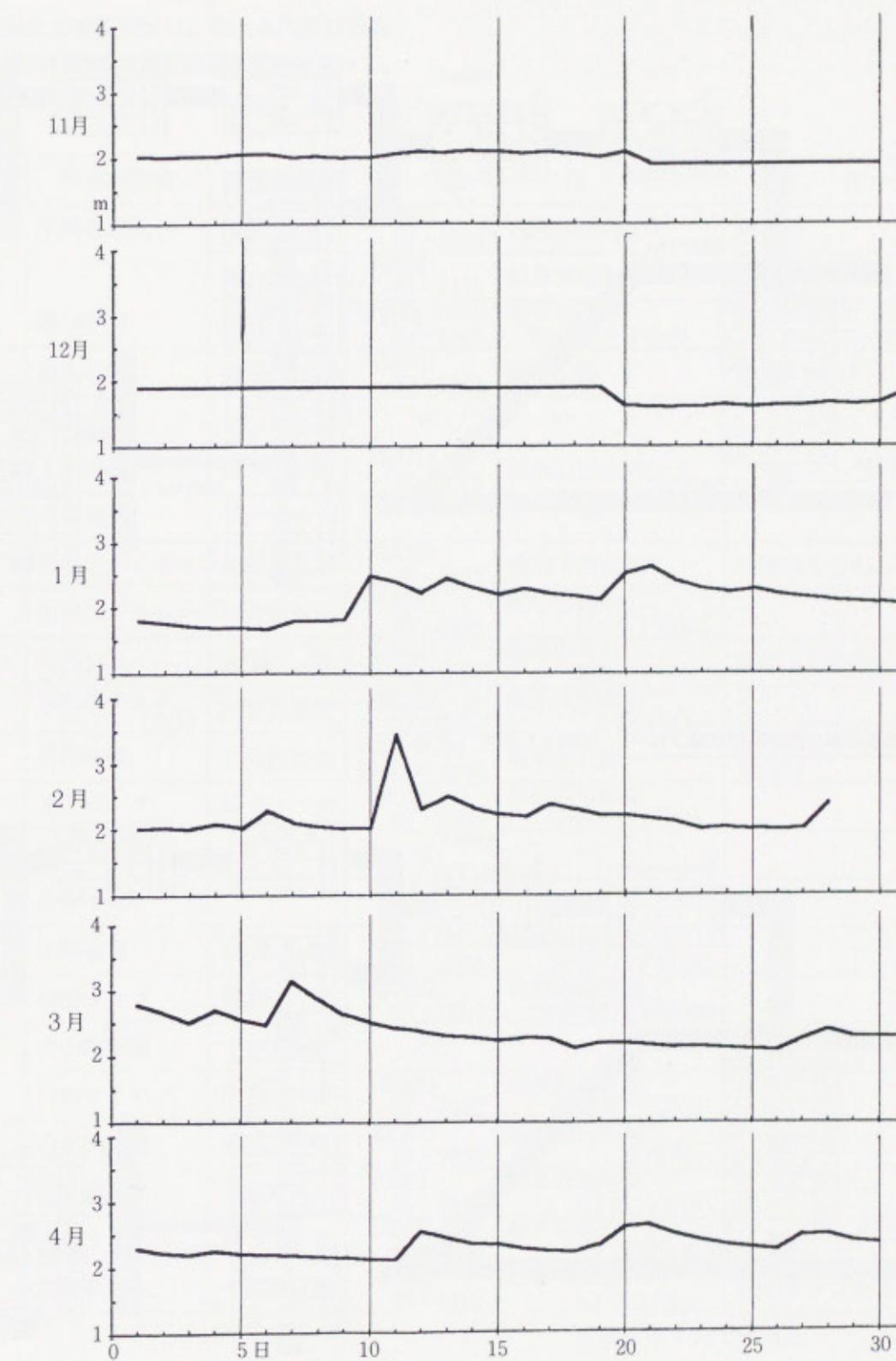


● 田植期流量測定（上芥見地内）

1988年5月～1989年4月 各務用水取水口長良川水位曲線

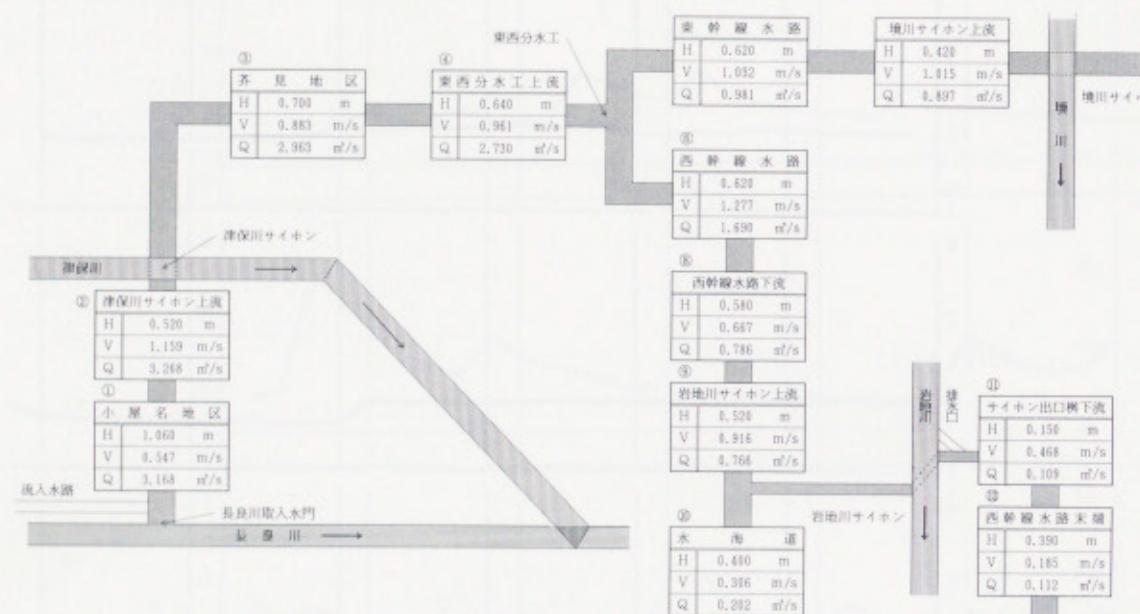


1988年5月～1989年4月 各務用水取水口長良川水位曲線



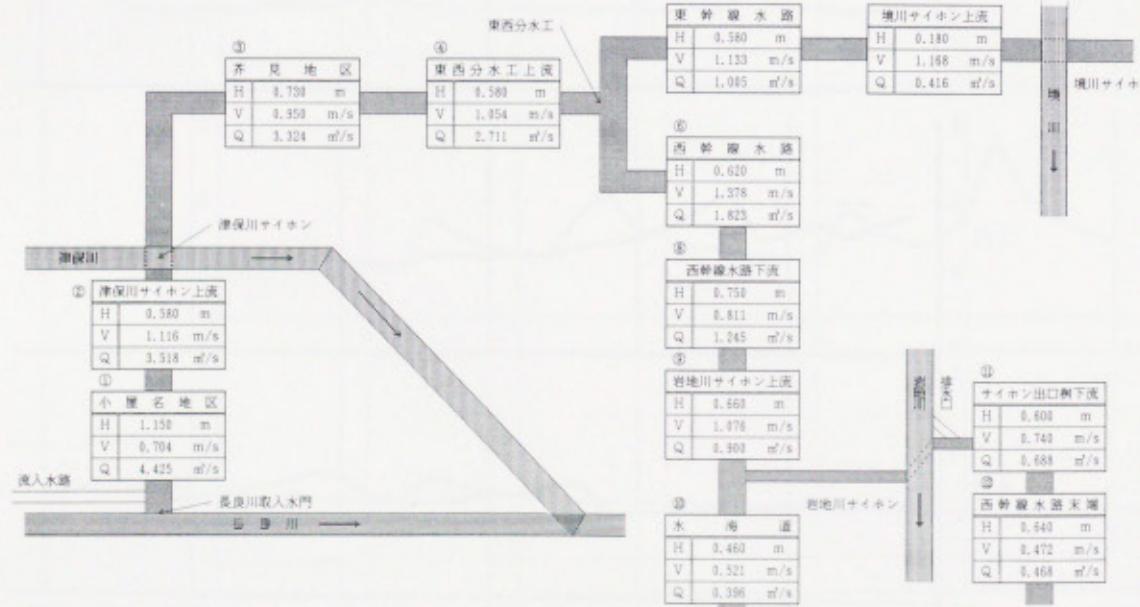
各務用水 かんがい初期用水量フロー

(1990.5.9 実測)



各務用水 田植期用水量フロー

(1990.5.9 実測)



## 5-9 各務用水施設の操作管理

各務用水土地改良区は、取入水門及び幹線水路の維持管理を、管理規定の定めによって、担当責任者を決めて行っている。

図示番号	用水施設名	責任者氏名	電話	住 所	付 記
100	土地改良区	浅野庄一	〈0583〉 82 - 3393	各務原市長塚町	理事長
		林茂	〈0582〉 45 - 7478	岐阜市塩町	副理事長
事務局	小森時雄	事務局	〈0582〉 62 - 1485	岐阜市司町	自宅 〈0583〉 82 - 3928 " 〈0582〉 43 - 1304
	田中敏子			岐阜総合庁舎内	
1	取入水門	鷺見和之	〈0575〉 22 - 2100	関市小瀬	取入水門入口
2	調節水門	"	"	"	
3-1	1番樋門	後藤美樹	〈0575〉 28 - 3366	関市上白金387-1	
3-2	2番樋門	"	"	"	
4	津保川サイホン	山田大五郎	〈0575〉 28 - 2497	関市下白金157	除塵機を含む
5	山田川サイホン	桜井多賀司	〈0582〉 43 - 5947	岐阜市芥見 長山1丁目221	
6	東西分水	後藤馨	〈0582〉 42 - 2207	岐阜市芥見 野畑1丁目117	除塵機を含む
7	岩滝サイホン (第1)	大野美津夫	〈0582〉 41 - 0323	岐阜市岩滝西 1丁目313	
8	岩滝暗渠	岩滝自治会	代表大野三恵 〈0582〉 43 - 3523	岐阜市岩滝	岩滝2号サイホン を含む
9	北山ポンプ	清水一光	〈0583〉 82 - 5066	各務原市蘇原 伊吹町2丁目93	
10	境川サイホン	"	"	"	
11	伊吹ポンプ	"	"	"	
12	山崎暗渠	坂井正雄	〈0583〉 82 - 3684	各務原市那加 前野町2丁目101	
13	桐野ポンプ	前田実	〈0583〉 82 - 2504	各務原市那加 西市場町2丁目110	
14	土山除塵機	"	"	"	
15	岩地サイホン	伊藤実	〈0583〉 82 - 7218	各務原市那加 岩地町1丁目32	
16	岩地川掛樋	平光邦夫	〈0583〉 82 - 0838	各務原市那加 土山町	
17	北長森取入口	小酒井九一	〈0582〉 45 - 5014	岐阜市水海道 4丁目14-10	
18	高田サイホン	足立功	〈0582〉 46 - 4845	岐阜市高田 1丁目25-17	
19	南長森用水	小木曾正雄	〈0582〉 46 - 1606	岐阜市細畠 5丁目9-6	細畠ポンプを含む

平成2年4月1日現在

次の図に用水施設の位置を示した。  
施設に異常があるときは、どうか前表に示した担当責任者へご連絡をお願いします。  
右の表に、担当業者を参考までに示した。



区分	名称	電話
ゴミ処理業務	浅見建材	〈0582〉43-2053
ゲート、除塵機修理	丸徳鉄工所	〈0582〉72-1287
ポンプ、電気修理	神野機械	〈0583〉91-6616

### 5-10 毎年の定期しゅんせつ作業

毎年の定期しゅんせつ作業は、受益者全員の手によって通水前に実施している。次表のように担当区間を決めて、予算の中から助成しているが、十分なことができないので、今後とも受益者各位のご理解とご協力をお願いします。

図示番号	区域	担当延長	助成費
1	上白金	2,000 m	40 千円
2	下白金	1,400	26
3	芥見	4,000	58
4	岩田	500	12
5	岩滝	2,600	40
6	伊吹・大島	1,700	25
7	北洞・宮代	2,500	25
8	前野西市場	2,000	25
9	岩地	1,100	26
10	水海道	1,000	30
11	北長森	3,800	25
12	南長森	3,700	30
13	長塚新田	2,000	13
計		28,500	375

(平成2年4月現在)

上表の担当区間を、次図に示した。担当区間の接続点をお互いに気をつけて作業をしていただきたい。

### 5-11 用水堤防の除草作業

幹線水路の除草作業は、毎年の予算の中では限られた区間しかできず、土地改良区としては、苦慮している一つです。

受益者各位からの名案を出していただけたのですが、土地改良区としては、次のようにお願いするのも一つの方法でないかと考えています。

提案	方 法	摘要
1 案	土地改良区で除草した翌年以降について地元で除草を行うことにする。	予算の中より助成を行う。
2 案	地元の熱意で除草された区間については、感謝状と助成を行う。	"

以前、或区間において地元関係者の熱意で除草作業を行われたことがあった。土地改良区から若干の助成でもあれば、何年に1回という方法で行ってはどうかと話合いをしたと聞いている。

各務用水の堤防だから土地改良区が行えよいという考え方ではなく、その集落の環境をよくし、隣接地への雑草の侵入を防ぎ、冬期は火事の予防等から考えてみれば、放置しておけない事柄でもあるわけです。僅かでも助成があれば、地元の恩恵を考え合せて、集落美化運動にこの各務用水を加えて除草をしていただけることを希求してやみません。

この100年史を節目に、受益者の新しい考え方をお出しいただけますよう併せてお願いします。



## 5-12 各務用水土地改良区の全容

### 5-12-1 各務用水土地改良組合費

毎年、組合員の皆さんに次の納入告知書をもって、組合費を期限までに納入していただいているがお礼を申し上げます。



● 岐阜総合庁舎

各務用水土地改良組合費2期分

納入告知書	
第	号
納人	平成2年度
各務用水土地改良区組合費 2期分	
金	万 千 百 十 円
賦課面積 町	
上記平成2年7月31日限り会計係へ納付して下さい	
この賦課の算定に異議のある者は、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に土地改良区に対して異議の申立てすることができます。	
平成2年7月10日	
岐阜市司町 基盤合併内 〒50-145 各務用水土地改良区 理事長	
浅野庄一	

各務用水土地改良組合費2期分

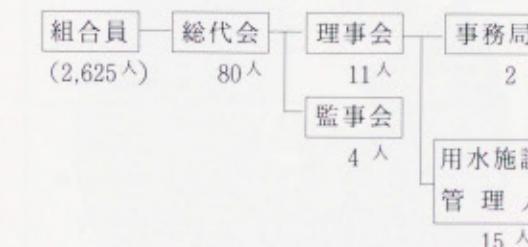
領収証書控	
第	号
納人	平成2年度
各務用水土地改良区組合費 2期分	
金	万 千 百 十 円
賦課面積 町	
上記金額領收しました	
平成 年 月 日	
取扱金庫欄	
岐阜市、各務原市 農業協同組合 十六銀行各支店 大垣共立銀行各支店 関市農業協同組合 小金田支店	

各務用水土地改良組合費2期分

領収証書	
第	号
納人	平成2年度
各務用水土地改良区組合費 2期分	
金	万 千 百 十 円
賦課面積 町	
上記金額領收しました	
平成 年 月 日	
取扱金庫欄	
岐阜市、各務原市 農業協同組合 十六銀行各支店 大垣共立銀行各支店 関市農業協同組合 小金田支店	

用水路にゴミを棄てないよう  
監視しましょう。

### 5-12-2 組織及び人員構成



平成2年4月現在の組合員数です。  
組合員と総代会の人数は、重複するので、  
(2,625人)に( )を付けた。



● 各務用水事務局

### 5-12-3 受益面積（賦課金）

市名	面積	組合員
岐阜市	296.3ha	1,332
各務原市	237.8	908
関市	88.0	215
郵送分	17.8	170
計	639.9	2,625

(平成2年4月現在)  
10a当たり賦課金平均2,850円(63年)

### 5-12-4 維持管理関係

区分	施設	管理員
取入水路、幹線	1ヶ所 17,182m	15人
支線	9路線 8,479m	

区分	予算額	付記
定期しんせつ費	年間 350千円	
管理員手当	〃 1,300	
除草作業	〃 400	業者請負
ポンプ電力料	5ヶ月 1,250	
その他	700	
計	年間 4,000	

### 5-12-5 土地改良施設維持管理適正化事業の継続実施

これまで積極的に実施してきているが、今後も用水施設等の維持・補修を計画的に実施していく。

特に、鋼製構造物の塗装の疲労が目立つので、緊急度を考慮して、整備する。

既述のように、草木の繁茂により、風遠しがないために鋼製構造物の錆が早まるので、この点からも除草の必要が強調されるわけである。

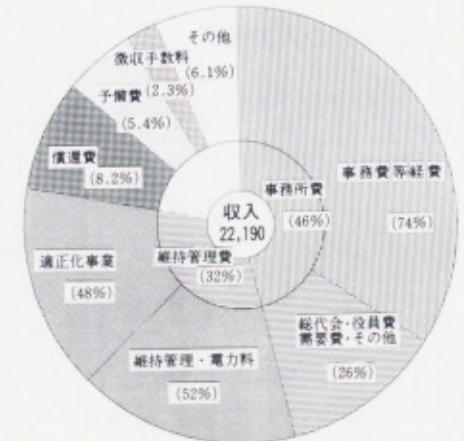
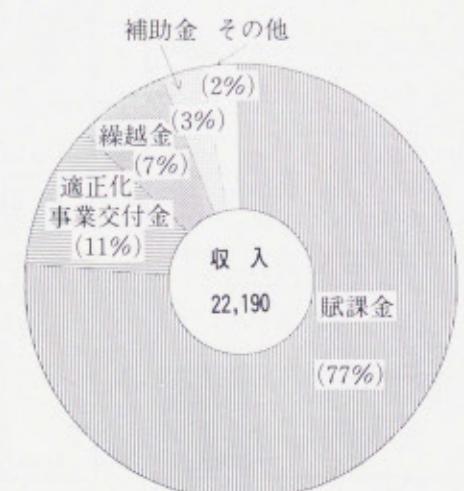
### 5-12-6 土地改良区の予算内容

土地改良区が行っている事業内容を知るために、1988年(昭和63年度)の収入・支出予算を次のように示した。

収入では、賦課金が主体であるから、毎年の予算の枠組が決ってくるわけです。

支出では、総代・役員費等及び職員費は、毎年必要額が決まるので、維持管理費及び適正化事業費に充てる予算が決められるわけですが、昭和63年度予算程度になるわけです。

土地改良区としては、予算の効率化と適正な実施につとめていきますので、よろしくご協力をお願いします。



### 5-12-7 水質点検調査結果(第1次調査)

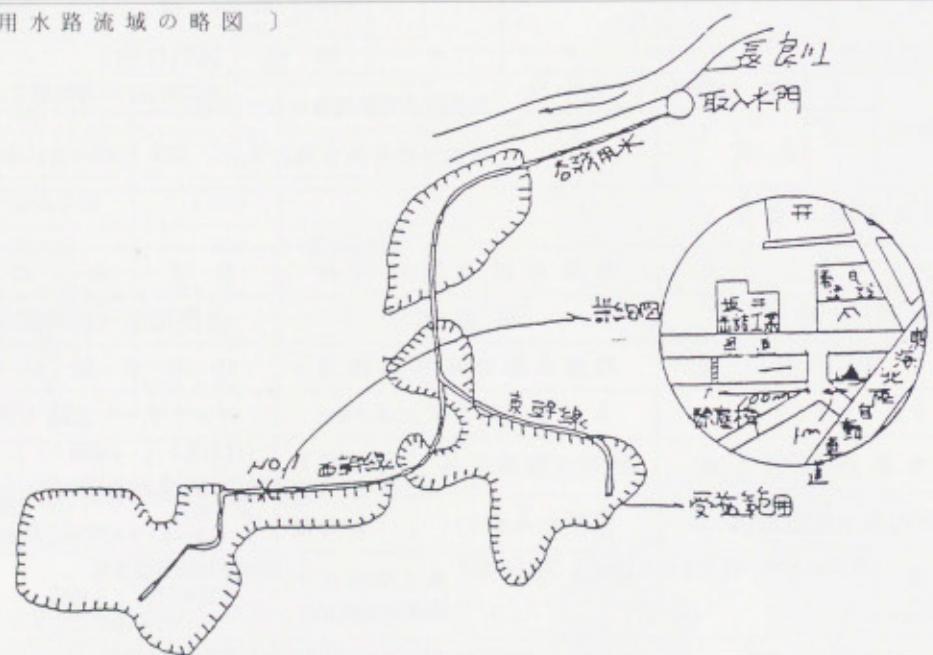
1986年(昭和61年度)県の委託により各務用水(21-1)各務原市那加西市場町地内西幹線において、水質点検調査を実施した。調

査結果は、環境基準を達成、維持していく、水質は清浄であった。いつまでも現状の水質が保持されていくことを希求したい。

〔地域の概要〕									
⑧関係市町村名	岐阜市、関市、各務原市			⑨自然条件	年間降水量	1,985mm	年平均気温	15.0°C	下水道普及率(%)
	市町村名	経済地帯区分	人口(万人)						
⑩社会条件	岐阜市	都市近郊	40.8	3.6	36.2	60.2	62.2		
	関市	〃	6.5	7.2	52.2	40.6	60.0		
	各務原市	〃	12.4	4.8	44.5	50.7	0.0		
⑪農業現況	市町村名	農地面積(ha)		主要作物名				農家戸数(戸)	
		田	畠	稻	野菜	果樹	飼料作物	8,953	
	岐阜市	3,670	1,030	〃	〃	〃	麦	3,071	
	関市	2,010	331	〃	〃	〃	飼料作物	3,277	
⑫農業被害状況	市町村名	田 ha	畠 ha	樹園地 ha	その他 ha	計 ha	農業被害実態調査における地区番号及び地区名	(都道府県)-(地区番号)	地区名
	各務原市	815	1,020	〃	〃	〃	(一)-(一)	—	—
〔対象用水路の概要〕									
⑬水系名	⑭取水河川等の名称			⑮用水路名					
木曾川水系	長良川			各務用水(西幹線水路)					
⑯受益面積	⑰用水路の水利権流量			⑱用水路の構造					
790(185)ha	5.83(1.80)m³/sec			コンクリート水路(同左)					
⑲用水路の管理主体	⑳用水管理方法			▲標準的					
各務用水土地改良区	間断かんがい			(代かき)	(田植え)	(中ほし)			
▲用水路関連事業名	(県営かんがい排水事業各務地区 S43~S49)			5/下旬~6/上旬	6/上旬~6/中旬	7/下旬~8/上旬			
	( )			(落水)	(収穫)				
				9/中旬~9/下旬	10/中旬~10/下旬				
▲土地改良事業実施状況	団体営場整備事業								
	芥見地区外10地区								
	S34~S48								
環境基準点における水質測定値									
▲取水地点の環境基準及び達成状況		類型	年度	pH	DO(平均)	BOD(75%値)	COD(75%値)	SS(平均)	大腸菌群数(平均)
		A	60	min 6.7~7.5	Max 1.0	ppm 1.2	ppm 1.6	ppm 3	MPN/100ml 3.1×10 <sup>3</sup>
達成状況					環境基準を達成・維持しており、水質は清浄である。				
▲その他特記事項	水質イオン濃度 潜在酸素 生物化学的酸素 化学的酸素 浮遊物質 酸素要求量 要求量								

(測定結果)								
項目	採水回数	1回	2回	3回	4回	5回	平均	備考
⑥採水月日		6.9	7.4	7.25	8.13	9.3		
⑦採水時刻		10:35	8:26	9:37	9:33	9:30		
⑧PH		7.3	7.4	7.1	7.3	6.8	7.2	
⑨EC(μS/cm)		71	57	56	90	73	69	電気伝導度
⑩COD(ppm)		2.1	1.5	0.8	2.5	3.3	2.0	
⑪T-N(ppm)		0.7	0.5	0.6	0.7	0.4	0.6	全窒素
⑫								
⑬								
⑭流量(m³/sec)		1.23	0.88	1.32	0.78	1.02	1.05	
⑮作物生育ステージ	代かき期	活着期	分けつ期	幼穂形成期	出穂開花期			
⑯採水機関	⑰分析機関							
財團法人岐阜県公衆衛生検査センター	同左							

⑯〔用水路流域の略図〕



この調査は、5年後の1991年に第2次調査、1996年に第3次調査をすることになっている。

### 5-12-8 用水地域の皆さんへお願い

各務原用水は、古来、地域のかんがい用水、営農雑用水、防火用水等で稲作を始め皆さんの生活を守り、用水の流れは地域の憩いの場になっています。

用水のマナーを守って、みんなで用水を大切にしましょう。

用水の区域では、土地の形状をなぶれません。次のようなことは、管理者の許可なしにできません。

- (1) 用水の国有地を使用する場合
- (2) 堤防・法面等を掘削する場合
- (3) 堤防・法面等に盛土する場合
- (4) 用水路上・堤防・法面等に物件を置いたり、工作物を造ったりする場合
- (5) 用水に排水や処理水を入れる場合

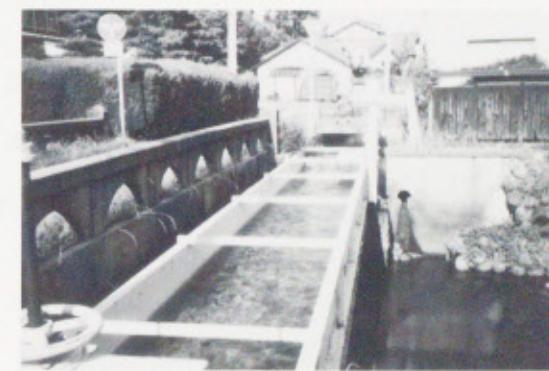
用水路内、用水敷区域内にゴミや廃棄物、土砂、瓦レギ、コンクリートこわしきず、油類等を捨てることは、条例により禁じられています。



●白金地内



●西市場地内



●水海道地内

## 第 6 部

### 各務用水の貴重な資料

・各務用水土地改良区沿革史

(昭和40年12月発行)

・各務用水土地改良区沿革史

改良事業記会誌

(昭和50年3月発行)

## 第6部 各務用水の貴重な資料

### 6-1 今回調査した貴重な資料

執筆に当たり、岐阜県歴史資料館、県立図書館、岐阜市歴史資料館及び市役所等を調査したが、各務用水に関する歴史資料は極めて少なかった。他の用水と比べて歴史が浅いせいもあるが、どうしてであろうか。岐阜県歴史資料館伊藤先生は、各務用水に関して調査・研究がなされていないが、岡田只治氏の活躍はめざましいものであったと評価されるが、この資料もそれ程残されていない。

このような実情を踏まえて、この百年史は、貴重な資料の紹介と、その保存について整理し、この百年史刊行に伴って、貴重な資料保存と連絡などのお願いをすることとした。

#### 6-1-1 農林漁業顕彰業績録

明治百年記念として、(財)日本農林漁業振興会が刊行されたもので、各務用水に尽くされた、岡田只治氏、横山忠三郎氏、後藤小平治氏が掲載されている。

本書は、過去百年の間に農林漁業の発展に偉大な貢献をした先覚者を顕彰し、それらの先覚者に対して感謝と礼賛の念を新たにするとともに、農林漁業者、とりわけ次代を担う青少年が、優れた先覚者たちの業績、また歩んだ道を振り返って、それを自らの生きるべき指標として希望をもって進んでいくことと、今後の農林漁業の振興に役立たしめるために刊行されたものであった。三氏の業績録を抜すいた。

#### 6-1-2 岡田只治氏の古文書

県立図書館保存の「岡田只治氏日記山県郡戸田村愛知用水顕末記」より、「各務用水顕末録附水害復旧工事私見」を抜すいた。

縦書きにより、右頁より左頁へ続くことと、和紙に毛筆書きのため、裏面の文字がしみ込んで読みづらいこと等ご容赦を願います。

#### 6-1-3 横山忠三郎氏の保存文書

横山家の保存文書で現在各務用水土地改良区に保管依頼されている古文書を掲げた。

明治20年芥見村用水組合予算書類
明治23年用水費臨時会議（案）
明治31年各務用水普通水利組合規約
明治32年各務用水創業段別（蘇原村）
（小金田村）
明治36年度歳入歳出予算
各務用水普通水利組合諸規程
各務用水土地改良区定款

#### 6-1-4 前洞区の保存文書

明治28年各務用水反別名寄帳
明治35年用水路敷地・潰地取調之帳
明治35~43年新規用水計算帳
明治35年用水寄附金明細帳
明治36年用水寄附金明細元帳
明治35年用水利用契約証
明治36年新規用水路敷地並作付調帳
明治36年度新規用水加入調
明治38年用水寄附金明細帳
明治42年土地願書
明治44年度用水台帳
明治45年用水寄附金明細帳

## 岡田只治偉人

出身地 岐阜県関市戸田16番地  
生年月日 1850年（嘉永3年）5月19日  
没年月日 1914年（大正3年）9月10日64歳

### 土木工事に一生をかけて

岡田只治偉人は、1850年（嘉永3年）5月19日に生まれ、幼名を只治郎。長じて只治と改名。岡田家は、代々資産家で、岡田氏が戸主を継いだときも、17ヘクタールの水田をもっていた。彼は農業をあまり好まず、むしろ河川の堤防・護岸など、土木工事を得意として、もっぱらこの方面にとびまわっていた。河川の渡船装置をいろいろ考案し、当時、その工法は有識者の耳に広く伝わっていた。

土木工事のため、各地の現場や渡船のようすなども調べあげ、実践的くふうを身につけ、のち、この技術を生かし、「岡田式渡船装置」あるいは「岡田式正流護岸装置」を編みだし、特許をとった。これを実現するには、努力だけでなく、資力も必要としたが、岡田氏は、自分の家財をつぎこみ、家の経済をかえりみず、工法の開発をすすめた。

工法の卓越していたこと、その実践力と豊富な経験によって、近郷に「土木の岡田あり」と、名声をあげるようになった。

そのころ、土木工事で河床が下がり、用水路に水が流れず、干害が発生して、郷内の芥見村から下にかけての村民は、塗炭の苦しみを味わっていた。そして、ひたすら農業用水を望みつけた。しかし、河床の低下は改修されず、田畠は日照りにあい、作物は赤く枯れていった。こうした干害をさけ、農民が安心して耕作をつづける道は、「白金用水」の拡張以外にはなかった。

干害にこまりはてた関係村の有識者たちは、土木工法に明るい岡田氏に、用水確保の解決策とその実施を依頼した。岡田氏は、隣村の



ためとはいえ、快くこれをひきうけ、関係者一同、ようやく安堵することができた。それは1884年（明治17年）、岡田氏35才のことである。仕事に油がのりきっていたときであった。岡田氏は、まず関係村の田畠の必要水量、「白金用水」の流量などを、こまかく調べあげ、どのような用水の方法がいちばんよいかを、頭のなかにえがいてみた。

1885年（明治18年）3月、大日本農会岐阜県支会が開催され、岡田氏は郡長に、干害対策の用水の在り方についての私見を開陳した。それは、「津保川は小さく、これを干害対策のために利用したのでは、当初はよいが、根本的解決にはならない。時をたたずして、ふたたび水不足をまねくおそれがある。このさい、今後の用水量増加のことを考えにいれて、現在利用されている白金用水を改良し、長良川から水を取り入れ、一大用水路をひらくことが、もっとものぞましい」というものであった。

この計画と、今後の見通しの上に立った方針に、郡長も賛意を表し、この用水計画構想は郡長より知事に報告され、知事の賛成を得た。これが、各務用水の構想であった。岡田氏の各務用水計画を基にして、関係村の有力者たちは、一堂に会してその是非を論議した。しかし、その結果、満場一致でこの計画案がみとめられるというわけにはいかなかった。会議は大荒れに荒れたのである。反対派、賛

成派に分かれ、それぞれ有力者のもとに結集し、事態はなかなか進展しなかった。

岡田氏は、今後の必要水量の点から各務用水計画を力説し、関係村のうち、横山忠三郎氏、後藤小平治氏らの賛成有力者とともに、反対者の説得に日々を費やした。反対派農民もようやく姿を消し、関係村の有力者たちによって、用水工事の9ヶ村連合会の区域指定を県に申請し、これが許可されたのが、明治20年（1887）であった。ここに各務用水開発の第一歩が印されたわけである。

工事は、岡田氏の設計にしたがって実施されていった。3年の歳月と、16,700円の工費をかけ、各務用水は、1890年（明治23年）に、ようやく通水するはこびとなった。その恩恵に浴した水田面積は434ヘクタールにおよび、これで干害はなくなった。

岡田氏の研究心をたたえる各務用水路を想い浮かべながら、1914年（大正3年）9月10日にこの世を去った。ときに64才であった。

遺族 岐阜県関市保戸島

岡田忠男

### 岡田只治氏の略歴

明治 7年	水車を建築した。
8年	初めて戸長になった。 堤防開墾等勤業条有益な事業を計画した。
9年	地租改正に従事した。
10年	愛地社設立の計画をした。 保戸島小学校新築委員となった。
11年	二番秋穂新築の計画をした。 新規堤防及び用水路開削。林野開墾のため実地測量に従事した。
12年	新規用水掘削及び林一町歩を整田した。 測量平準器を創製した。
13年	前年計画した長600間余の堤防及び長11間幅2間の二番穂新築。 愛地社規則草案を山県郡農学会及び山県郡役所へ建議した。
14年	武儀郡下白金村用水路を整修し、林野開墾の方法を示談計画するした。 居宅及び水車を改造した。
15年	愛地社の方法を研究改正のため中国の景況を巡視した。
16年	山県郡側島村公立保戸島小学校監事となった。 数年前より経験した稲作改良の方法を考究した。
17年	大日本農会通常会員となった。 山県郡東部落蘭検査所を自宅に於いて設立した。
18年	山県郡農産物品評会に蘭を出品して三等賞状を受けた。 殖産興業の意見をその筋へ上申した。
19年	用水開削工事の主唱発起をなし武儀・各務・厚見の三郡に跨る用水開削工事の計画として有志者賛成を募った。 山県郡より方県郡へ通じる鳥羽川開通通船式を挙行。自分で発明した高低測量器で武儀・各務・厚見の三郡に連なる延長五里余りにわたる用水路開削線路高低の測量をなし仕様帳等を調製し本県に上申した。
23年	用水開削工事にあたり有志者を募りその筋へ出願し10月芥見村外9ヶ村連合村会を開き武儀郡上下白金用水組合規約をつくり15ヶ村組合となった。

## 横山忠三郎偉人

出身地 岐阜県各務原市蘇原大島町976番地  
生年月日 1848年（嘉永元年）11月9日  
没年月日 1918年（大正7年）8月30日70歳

干害から農民をすくうために

横山忠三郎氏は、尾州藩木曾川奉行横山芳三郎氏の四男として、羽島郡下羽栗羽に嘉永元年に生まれた。五歳のとき、横山勘助氏の養子にむかえられた。のち、足軽職、巡査、地租改正担当人などの職をへて、1879年（明治12年）1月、大宮村の村長の職に就いた。

横山氏の養家先の村は、用水不足のところで、荷桶で水をかついで、水田に入れてやるほどだった。水田に水をやる仕事は、この世のこととも思えないほどの重労働であった。村人は、生計の貧しいうえに、水田の重労働によって、病人、死亡者が多く、多くの人々が用水の開発を切望していた。1883年（明治16年）、ふたたび干ばつがおとずれ、白ちゃけた田ではイネが枯れ、取れても「一反歩で一斗、二斗」の状態であった。村長の要職にあった横山氏は、「村民救済」のため、県当局に陳情におもむいた。

県では、干害防止の根本対策のため、「用水路開発の方向で検討したら」との意向であった。この県の意向は、3年前の1880年（明治13年）、芥見村有志および関係村長から願い出のあった新用水計画ーのちの各務用水計画の実行にあった。村長の横山氏は、村に帰るとさっそく、県との会談内容を報告し、実施のための検討会を催すこととした。

村人たちちは、干害からは解放されたいものの、工事費が多くかかって負担しきれない。田畠の耕地がつぶされては、などと考えて、反対の声が強かった。そして、反対者たちが集まって、反対者大会を開催するという状態であった。横山氏は、新用水計画の前途に困



難を感じはしたが、村人をすくい、村を繁栄させるには、新用水計画を実行するほかないと、決心した。そこで横山氏は、反対者を説得するために、私財をなげうって運動費をつくり、くる日もくる日も説得にあたった。ときには、過激な反対運動にもあった。反対運動にも屈せずづけた説得によって村の人々も、工事費用を負担してもよい、田畠を提供してもよい、という気持にしだいに変わってきた。村の空気がしだいに変わり、県も、下見のために人を派遣するまでに情勢が好転してきた。これまでになるには、横山氏にとって、毎日が苦しいたたかいの日々であった。

工事は、白金用水の改修からはじまった。1888年（明治21年）5月、武儀郡白金の掘割からはじまつたのである。しかし、芥見村より南にかけての工事は、反対者が多く、いぜん難航をきわめた。工事計画の変更などをしながら、1890年（明治23年）7月にようやく工事が完成し、同月29日、はじめて津保川以南の地へ水が通った。農民のよろこびにあふれた歓声がきこえたのもつかのま、その日の午後、大雨のために、築造したばかりの堤防が約100メートルにわたって切れ、流失してしまった。

村人たちとは、「工費を乱用したので、工事の手ぬきがあったのではないか」とさわぎたった。工事の請負人は、「よく現場を見ないで、

水をはやく通しそぎたから、工事の責任はない、工事の金をよこせ」とせまったく。ここで、横山氏は、ひじょうな苦境に立った。払うにも金がない、その後の井堰や水路準備の工事は、まだのこっている、そのうえ、決壊した堤防はそのままという状態であった。

横山氏、後藤氏、岡田氏の三者が協力し、まず、決壊箇所の修理のために有力者に援助をもとめ、それで乗りきり、ようやくのことで、1891年（明治24年）に、用水は水田に利用されるようになった。武儀郡小金田村から、芥見村で東西に分かれ、その用水幹線は全線20キロにおよび、灌漑可能面積は700余ヘクタールに達する、各務用水の完成を見たのである。

組合は、1899年（明治32年）に「普通水利組合」と改称し、横山氏は取締委員に選出され、以来、四期取締をつとめ、各務用水の管理運営に力をそいだ。各務用水開発の功によって、時の郡長、県知事から、たびかさなる感謝状を贈られ、後年、岡田只次氏、後藤小平治氏とともに、政府から従五位を贈られた。1918年（大正7年）10月1日70歳の高齢をもって生涯をおえた。

遺族 岐阜県各務原市蘇原町大島  
横山信三

### 横山忠三郎氏の略歴

- 慶応元年 12月 横本徳山五兵衛下地役人侍分一所係付更木陣屋詰めとなり明治元年廃藩置県の結果帰農した。  
明治 7年 地租改正担当人に選任された。  
10年 3月 大宮村副戸長となり明治17年まで引き続戸長副戸長等の公職に従事した。  
13年 3月 各務用水発起者の列に加わり爾来同志の士と行動を共にした。  
17年 11月 伊飛鳥村外4ヶ村戸長役場用係を任命。  
21年 4月 大正4年6月に至る各務用水水利土工会議員として勤続29ヶ年。  
20年 11月 各務用水委員に当選同22年11月まで。  
22年 5月 厚見・各務・方県郡徵兵參事員に當選。  
23年 1月 各務用水總理委員に當選同25年1月迄。  
22年 市町村実施のため伊飛鳥村外4ヶ村組合助役に當選。  
23年 3月 同組合村長に當選（當時伊飛鳥村外5ヶ村となる。）  
24年 県下古今未会有の大震災のため県下復旧事業及び地租のため政府に対し請願委員に選舉せられ各大臣閣下に面会陳情、罹災救助併せ復旧善後策に努めた。  
25年 10月 各務用水委員に當選。同26年7月辞職。  
25年 10月 各務用水震災復旧工事委員に當選。  
27年 12月 各務用水水害復旧工事委員に當選。  
28年 10月 稲葉郡則武村長代理者を被命。  
27年 6月 未會有的大旱害に付名務用水通水委員を被命。  
29年 大水害に付各務用水水害復旧工事善後策委員及び工事監督委員に選任された。  
30年 大水害に付各務用水水害復旧工事善後策委員及び工事監督委員に選任された。  
31年 2月 各務用水中芥見5番地改築工事委員に當選。  
31年 2月 稲葉郡三里村長代理者を任命された。  
32年 10月 稲葉郡會議委員に當選した。  
34年 2月 各務用水普通水利組合組織に付下調創立委員を被命。  
大正 4年 6月 各務用水普通水利組合會議委員任期満了に際し後進に譲り再任を辞す。

## 後藤小平治偉人

出身地 岐阜県関市上白金十六番地  
生年月日 1863年（文久3年）3月9日  
没年月日 1924年（大正13年）

### 各務用水の開発

1863年（文久3年）3月9日、大地主保次郎氏の長男として生まれる。のち小平治と改名す。名家、大地主の子弟として育ち、壯年期には、村長など各種の名誉職に就き、地方自治、産業各方面に力を尽くすが、とりわけ土木工事には幾多の業績をこす。

このあたり、一帯、日照りのときには、用水にこと欠き、干害は農家を困窮のどん底におとすに多くの日を要しなかったほどである。村政の任にあたってきた後藤氏には、干害から農民をすぐうことが村の発展の鍵であると信じ、用水の開発に努め、白金用水を完成、その管理の任にあたってきた。村の農業は、白金用水の開通によって、干害の不安からすくわれ、農民はいっそうはげみをだした。

村内の用水は、ほかの村々にさきがけてすまされたが、近隣の村には、古い配水に頼り、日照りの干害、さらに、土木工事による川床の低下によって、用水路への水の流れがわるくなるために、干害になりやすかった。白金村の下にあたる（津保川に沿った下流）村々の干害はとくにひどく、農民の、また村政にあたる人たちの悩みのたねであった。そこで後藤氏は、大干害を契機に用水確保の大工事を計画した。構想は、芥見村の干害を救うために、白金用水を改修して一大用水の各務用水を新しくつくるという岡田構想であった。

芥見村の有力者、村の当局者たちは、白金用水の管理者後藤氏に話を持ちこみ、協力を願った。長いあいだ、干害に苦しめられてきた後藤氏だけに、芥見村の意見は十分に納得した。だが、村民は、かならずしも賛意を表さなかった。



「いまさら、川の下すじにあたる芥見村のいい分を聞いて、われわれが犠牲になる道理はない。われわれには、多額の工費をだしてつくった白金用水があるのだから、それで十分。新しい用水をつくって、このうえ、さらに工事費を分担することはできない」

村民の新用水開発に対する風当たりは、強いものがあった。後藤氏は、わが村の村人たちの気持ちも、痛いほどよくわかっていた。

後藤氏は、いろいろ考えた。村の人口がふえ、田畠がふえたときに、白金用水だけでは、きっと水不足になる時期がくる。村の経済状態がよいだけに、その時期ははやい。このさい、やはり、今後のことを考え、新用水計画を実現し、村人を、村を繁栄にみちびくことである、と決心した。村人に説いてまわり、日夜、村人のところに足をはこぶうちに、しだいに理解者もふえ、芥見村と協力して、新用水路、各務用水の建設に立ち上がった。

各務用水の開発によって、村の農業生産はいっそう発展したが、しかし、ときには河川の治水が乱れることもあり、これも、後藤氏が手がけることになった。1893年（明治26年）から1896年（29年）の大洪水で、長良川の流域の調節をはかり、みずから水制堤を築いて、長良川の水交の調節に成功し、現在も、これを「小平治猿尾」として利用している。

後藤氏は、用水、治水に努めるとともに、田畠の開墾にはとくに力をいれてきた。1916

年（大正5年）、小屋名村の有力者であった亀山治吉氏に田畠開墾の相談をもちかけた。当時、あちこちに原野が目についたが、隣村もふくめて、田畠に適すると思われる原野を開発したいということであった。後藤氏は、小屋名村の赤土坂から西へ白金村の中島までのあいだの山林原野と、廃川敷地に目をつけている。この面積、220 ヘクタールが水田になると考へた。各務用水の地域内にあるから用水はだいじょうぶということで、両村協議の結果、「小金田耕地整理組合」を「耕地整理法」によって設立し、美田の開発をなしとげた。

村人は、用水、治水、開墾に力を尽くし、村の経済の繁栄をきずいた後藤氏の業績を、後世に伝え、謝意を表するために、村内の白山神社に「記念碑」を建て、毎年3月10日、盛大に慰靈祭をおこなっている。のち、岡田只治氏、横山忠三郎氏とともに、各務用水の業績がみとめられて、従五位を贈られた。1924年（大正13年）、この世を去った。

遺族 大阪府吹田市藤白台

3の5 A27の206

後藤迪孝

### 後藤小平治氏の略歴

- |       |   |
|-------|---|
| 明治17年 | 小崎知事に堰堤の設置を上申した。<br>岡田只治氏に堰堤の工事方法の立案を依頼。                |
| 25年   | 樋管伏せ込みの取り計りについて管理者に願い出た。                                |
| 30年   | 連合村委会善後策委員に当選。<br>上白金古用水路の掘削。<br>れんが橋5ヶ所の補助申請。          |
| 31年   | 普通水利組合創立委員に任命された。<br>技師の実地調査願を出した。<br>千疋の増築工事に補助願いを出した。 |
| 34年   | 記念碑建設委員となった。  |
| 42年   | 功労者として表彰された。  |

園田只治氏日記  
各務用水顛末録

附水害復舊工事私見

各務用水路企業ヨリ、成功ニ至ル頃末  
抑モ各務用水路ノ水源關係村武儀郡元上白金  
村及ビ全郡元下白金ノ両村ハ昔時ヨリ長良川ノ  
上流全郡元小屋名村ヲ水源トシ各一線ツノ用  
水ヲ引キ末リシガ近來水源不完全トナリ灌漑  
充分ノラザルヲ以テ上下白金村ハ該用水路水源  
長良川ニ堰壟ヲ設置セントシ本縣ヘ再三出願  
レ實地見分ヲ受ケタル處長良川水流ニ堰壟工  
事ハ許可相成ラザルヲ以テ如何トニ為ス能ハム實  
ニ國難ナリトテ明治十七年當時上白金村後藤  
小平次及後藤丈助ノ両氏予ヲ訪ニ前述ノ如キ  
開水灌溉ノ不充分ナル模様ヲ詎リ且其趣半

上自全及下自全ノ用水路ノ近處不充分ニ至  
リし在國ハ一ノ本用水路ノ水準小屋名村ニハ  
於古ヨリ閑地傷ノ弊設アリテ自然堰壠ノ如  
キ状ヲテン考ニ川床高ノ引水ノ便ナレシカ  
則治十三年ニ至リ該所ノ上流ニ筋業上漁業  
禁止場ヲ設ケラレ其筋ヨリ堰壠ノ状ヲナセル  
八字形ニ閑地傷ノ取リ拂ハシメテタルト一六  
木工半擴張考ニ川底ノ石ヲ拾ニ取りタルトヲ  
以テ年々川底低落し終ニ用水ノ引入ニ困  
難ニ生シタルモノナリたレハ之ヒ改修エントスル  
ニハ在東ニ降ノ用水ヲ合シテ一銀トナレ筋業  
ノ許可ヲ得テ水溝長良川ニ堰壠又ノ魚渠  
即ケ蜀地場ヲ再設スルノ方法ヲ施行エテ從  
草ノ用地五拾餘町歩ニ充分灌漑スルト得高  
雲拾金斯歩ノ畠田威及ヒ林野ノ開墾用ニ考  
スラ得レトノ主ニ思テ以テ兩村ノ諸氏ニ懇談セシ  
ニ諸氏ハ大ニ賛成セシム則治十八年三月十四日上自全  
村佐代兩村梅松氏方於テ右ニヶ村改修取議  
會ヲ開キ之ヒ遂行エシコトニ一決セリ然ル  
全日本農會岐阜支會ノ岐阜

明治十八年用水開鑿工事ノ主唱發起ノ為文  
右理由ハ武儀各勢合子見ニ三郡ニ亘ル用  
水開鑿工事ノ計畫及子即チ有志賛  
成ヲ募ル計画方法書寫シ廿三年三月リ著  
見ハ  
ノテ見ハル

金面圃ノ幹用水路結合ニカニ着手ノ際真箇ノ  
再調査ヲ經テ武儀各務原見ノ三郡ヲ通シテ延  
長五里余ニ亘ル用水路（現今各務用水路ト稱ス）  
ヲ開鑿スル事ト為シタリ今テ其頭ホヲ畠陳スレ  
ハ明治十八年ニ始メテ設計シ全廿一年工事ヲ起シ  
全亦四年ニ至リテ成功セリ然ルニ全廿一年十月廿八  
日ノ大震災キニ全廿六年八月全廿九年七月及九月  
ノ三回ヲ重ヌル大水害ニ罹り毎回破壊ヲ來ニ  
シモ其筋ノ補助ト組合ノ熱心トニ依リ開復ヲ為シ  
創業以來十六年ヲ経過シテ今日アルヲ致セリ不  
肖只此此間一身ヲ捧ケラ此用水路ノ開鑿及開  
復ニ後半シテ微力ヲ盡し管理者及組合有志

各務原水路起業願上申書  
岐阜縣楠葉郡元原見各務二郡ニ通スル用水路ノ  
開鑿ハ津保川ヲ水源ト為シテ起業セハ從未ノ旱  
損田ノ始ノ林野畑田成等數百町歩ニ灌漑スルノ  
利益アヘマレト思考シ舊幕時代ヨリ數回發起  
セシモノアリト雖既皆着手ミ至ラズシテ止ミタツ不  
肖只治深ク之ヲ遺憾トシ其所見ヲ當局者ニ陳  
述スルコト數回遂ニ明治十八年三月至テ其筋ヨリ撰  
被セラレ新用水路起業ノ主唱者トした地方有志  
者ヨリ其設計ヲ囁託セラレテ開鑿ノ設計ヲ立テ  
其規摸ヲ擴張シ長良川ヲ水源トシ武儀郡小金  
田村(元小屋  
村名村山田村上白金村下白金村)  
大字上白金及下白

市：於テ開カレ會員一同全市松牌樓：於  
ヲ懇親會ヲ催ナシニ予モ亦參會し席上偶  
々羣員各務方縣郡長駒田氏、會入郡長亭  
ニ謂ハラク予ハ羣員各務、兩郡北部ノ旱損ヲ  
救フ、方草ヲ羣員郡佐波村山田有三郎等  
依頼セントセモ山田氏ノ居處、目的地用開  
設地方ニ至ルニテ七八里、遠路ヲ故ニ之ヲ居、  
計ニレト欲セしニ本日幸ニ相會ス若集シテ  
次第ノ意見アリト否アト予ハ茲ニ於テ政事ノ  
算策ナキニシモ非リル旨ヲ告ゲテ相別ヒタク其後  
同郡長ノ許ニ至ル詔スルニ左ノ如クセリ  
御モ各務羣員ニ郡ノ北部ノ地勢タル元年邑

平ノ切ノ降雨ノ際ノ雨水一時ニ向方ニ散流ス  
以テ晴天七八月ニ至ルハ旱ノ季節ノ害ヲ免シ  
ス是ニテ以テ十數日晴天打續ケハ大旱灾害ヲ被  
ナリ既ニ去ニ明治十六年ノ如キ旱魃ノ害軍用  
面ニ禍禍ニ見ニ能ハズルノ陸候ニ隔テ地租賃  
與ニ請願ヲ許可スレニ至ル是ニ依ニ屢々  
各務郡赤見村ニ近ツ津川ニ水溝ト之  
用水路開鑿ヲ企テ之ノ因循市時代ヲ前田村  
又西市第五代ヨリ數回アリシト體ニ時識至ルシテ皆  
半飽アリ其後明治十四五年ニ至リ各務郡赤  
見村下野甚助氏ヲ始メ下流請願ノ有志者登  
起トナラニ請用水ノ起業ヲ有ナシトセシ又ニ半

余處、架設して夜間村に達し以下八百八十  
金間に、慶川、割川、王足川、此間に山二座。  
地盤、極半尺、高さ數丈余、築干上ゲ  
平均高さ丈余、草木立リナレ、夜間村字岐  
峨、至、河、地盤平坦、耕地にて長千百  
金間に、割川、三天水溝ヨリ此處、至、延長  
四十有九金間に、シテ且ミヨリ水路六面及南  
三隣、分し、南隣、長三十金間に隔六尺地盤  
平坦、耕作地、通して各務郡二側洞村、  
倭賣、有名アリ、各務、奈北、葛流、シテ  
壇川、注入、西娘、田畠又山地、シテ長二千  
六百金間に、六尺西市場、至リ、之レ亦

川之注入又此西市博三ノ長五百余間幅四尺  
一領水ノ同十至子是郡水海通至丁子發之  
右用水ノ開八村數八萬十二个村ニテ用水路  
延長五星餘(延長一万二千二百有余)及々該組  
合村現在戶數七千五百五拾戶地價四十  
四萬零千余圓田及別四百三拾九町步畠及別  
四百四拾八町步林野及別四百四拾九町步全  
合計久別一千五百四拾零町步矣內灌溉及別  
四百零拾四町步此見積額項收之復采四千四百零  
シテ用永開鑿工量(用取水手事下賃費支取利潤等)一標四千八  
是萬六千七百零四圓(用開鑿地價水道費等)一標四千八  
借銀(借入人支取人)償錢除稅萬零四千八  
借銀(借入人支取人)償錢除稅萬零四千八

ノコト、ナシ追テ組入ル、則近ノ之元  
起業事セリ。貢誠主憲、別紙一覽表、  
本文ニ示セリ。  
當用水利ノ前記ノ如キ是之方法ヲ以テ各村  
有志者而餘名ノ種々成ノ間カリト雖モ只計  
畫、シニシテ未タ實地測量、里、丁、十才、シテ以テ  
各見村下野甚助氏ノ初タシテ前試表ノ如  
ク、各村有志者ヨリ測量員全百四拾四人、  
莫力ノ里裏、辛ノ登明セシ高岱平准十畳、又ニ  
全十九年七月ヨリ十一月ニテ用水路終迄長  
五里餘及各支銀ヨリ灌漑スベシ田面、高固  
リ測量之地盤平面同孟、工事日滿更仕様

今其の経歴ヲ隠してたゞ如し  
附言 予ハ前記組合ノ外下流開墾部(現今福島郡)  
笠松以東ノセキ村ノ地ノ拾九ヶ村組合用取路  
トナリシトシ德田村官田川氏其他有志者  
ニ相謀りシ諸氏ハ一同ニ賛成さうしりつし  
カハ其類ヲ小崎知事于上申シニシテ平年  
ハ該町村ノ組合ハ一先づ見合て進テ該  
町村ノ組入し得ラ様用之路開墾工  
事ハ計画ラシ復田ニ至ラシ笠松以  
東ヨリ該工事半量販分ヲ各勢用取  
組合ハ收入スヤナ時期ヲ待フヤナ方々開  
築ナラント本ワレシカハ該町村ノ者

レタリ依テ支レヨリ各村有志者ヲ募ガシトノ間沿  
古一年起童子ニ至シ其工尋遊行概略  
ヲ述ヒ左記也(郡長官用紙印鑑付) 九月五日  
本國水路ハ水深ヲ武儀郡小屋名村宇高奈  
歌子長良川岸ヨリ八丁間入りニ一番通鑑(長  
良川)伏設此間幅五間一番通鑑度ヨリ長六百  
間巾三間所歟前街通(中二間半)三伏設此間  
ノ右河左ナ支ヨリ下流上一下向金ニ村地  
寄地勢平坦尤耕作地ニシテ長十四百余間  
水路敷巾前例冬至ト之日是ヨリ武儀各務  
郡境ヲ貫流ニ達保川福新入ル長五  
四間巾貯間不透ノ掛通ヲ高サ吉又五尺

止セラ而シテ予ハ信ナ前記諸氏ノ計畫セシム  
如キ用水路ヲ開敷成ニケルモ其水溝トスル  
津保川ノ如キハ實ニ小川アルヲ以テ衝坎開闢ヲナ  
スニ至ヒ時未確既不充分トア終ニ好倍集ア  
得セト能ハザレベシ故ニ計畫ヲ大ニシテ水溝ヲ  
長良川ノ沿岸半武儀郡小屋名村ニ取リ一大用水  
路トナリ利益大ニ起シヤシ予此頃東御舊郡  
上白全及下白全兩村ノ用水路ヲ改修セリトセラ  
之ヲ合シテ一大水路ヲ開鑿セバ必ニ好結果ヲ見  
レト都長大ニ之ヲ發頭シ事ニ囁シテ之ヲ知事ニ  
上席ニシコトヲ乞ハシ予ハ直ニ諾シテ知事小崎  
氏ニ上席セシニ知事モ大ニ此舉ナラ短暫セラ

高ヲ調製し是ヲ各務方縣郡長阿部直輔氏に提供セリ然ニ同郡長ハ書面ヲ質レテ此用水路ハ水勾配少ナフ且調製シタル書面ハ違式ノ文例アリトテ大ニ批難シ且ツ種々ノ対寶ヲ設ケテ之ヲ却下セントニ茲ニ於テ予ハ大ニ抗議セシモ用ヒテ止ム得ニ意を決シテ之ヲ小崎知事ニ提出セシニ知事ハ一件書類ヲ熟覧シ其固約ヲ尋ナシ予ハ之合ハシ逐一其目的方法ヲ陳述ス知事ハ大ニ之ヲ督督シ直ニ土木課長不材氏ニ該測量室及月額見寶地検査ヲ令すテうレ剛治拾九年拾貳月貰拾奉日ヲ以テ該地方へ縣屬小川好高外ニ成

派出セラレシ談書面三件宣地検査セレテレセリ  
設計・相違ナキラ以テ且ニ直ニ小崎知事、  
復命ニシテ理立敷設年月用意九月主唱發起人不負  
圖用兵次外組合有志者下三名及各村方長  
五名ト共ニ用水開鑿ニワキ管理出願セシ全圖  
拾年五月前令ニスニ各務用水聯合村各務郡  
春見村外八ヶ村々會通域ヲ達セラシ至リ  
テ阿部郡長ハ自ラ用水ノ名称ニ各務用水ト  
附ニ各務用水組合ト武儀郡上田金村及下  
田金村代理者ト用水能持ノ契約ニ定メ用水  
管理而拿付各務方縣郡長ヨリ各六長及  
翁主者(工事費各村負擔額取調方ヲ證)

嫡勤シ該工事、中止シ生立テ出石川河及岩瀬村一小部分、人民ヲ説導シ該用水ノ無益ニシテ滙溉費東本ナキコト又木縣知事ハ法律ノ見解ヲ誤リリナト種々口實ヲ藉リテ不平ノ徒ラ集ニ大ニ工事ヲ進行ラ妨害シ甚レテ至リテハ用水委員會向ニ殴打ラ加ヘ且又組合員ヲ納付セス公賣會分ナセモノ歎惜方立ト加ツルニ自由黨獨ト自稱ニ島本群耳ハ故ラニ本籍ヲ恭見村得シテ用水ノ開通ヲ妨ケントシ濃飛日報社ト力合セ該用水ノ有實演益リ又知事ハ法律ノ見解ヲ誤リ誤希ナド、木縣空講時害濱護各所試ニ

ノ且用水路敷地ヲ拒マシソレ等種々ノ反對運動  
ヲナシ又若貝村草原ヲシテ用取路敷地ニ係ル立  
本伐採ニ付用水委員ヲ告許セシメ又若貝村宇大  
退ノ津深川、弊設ニ點滴突キ衝ニシヤル一小民  
耳ヲシテ餓マテ乞退ニ不服ヲ喰レシメ組合ヲシテ  
不得止土地收用法ヲ實行セシムノ不幸ニシ  
テセシムニ至リテ此間訪議而出シ殆ト達退請  
ヒ各々ニ至ル断如テ反對者アリシモ當時幸、岐阜  
日々新聞ハ直々幸業者、庄キヲ四通チ當水路  
ハ轄下道主庄幸業者ノ基健ニシテ宣宣ニ往新之幸  
吾縣下民幸業申最ミ有益ニ大幸業者ナド該  
破シ大ニ力ノ添ヘテシハ吾人ノ愚取ニ多シトスル

又モヤ明治前大正八年七月及九月吾縣下岐ノ大  
洪水ニ當用開水路モ亦非常ノ災害ノ被ツ且被害  
激甚ナル到底旱低ノ能ニ盡シ能ハサル所トテ  
依テ予ハ縣下各郡被害ノ状況ヲ巡視シ而シテ  
政事善後策ヲ講セレガ為ソ岐阜市今テ小町一久方  
ニ水害善後某奉事務所ヲ設置シ各郡有志者  
ヲ集令會シ糧々報議ヲナシ又各務用開水路ノ組合  
有志者參ニ拾全奉名ヲ全奉事務所ニ集合シ其席  
上於テ尤ノ如ク予ハ陳告セリ

所ナリ斯ノ如ク而難讀出スルニモ拘ラス壬午  
公勅ニテ歩ラ進メ明治二十四年五月ニ至リ全ヲ  
成功セリ然ルニ全年十月三十八日濃尾大震災  
而陸ノ水深六百余米ノ間ハ地盤四尺余隔離シ又  
水路ハ悉ク決瀆シ通水社絕不羣ニ隔ノタル  
テ以テ予等大ニ奔走シ翌ニ十五年復旧工事  
ヲ施行シ明治十六年六月ニ至リ衝ノ通水スルヲ  
ヲ傳テ組合人民一同安堵シテ既ニノ間モナシ全  
年八月長良川大洪水氾濫シ水深ヨリ長六百  
間余ハ悉ク流亡シ元形ヲ失シテ瓦礫ニ散セ  
候子又モア其勵ミ士氣頓シ復旧工事ヲ施行シ  
念亦セ同年五月ニ至リ衝ノ成功セリ天ノ無情也

時各務郡内、殖產奉業擴張ノ為ニ全郡行  
加納村梅村屋、郡内有志者ニ會合セシムラレシ  
序ヲ以テ當用組合用取締、分擾ノ初解シ七ヶ月  
後終ニ即ケテ一月ニ至リ子内一部、限議始ト一法  
ニシテ以テ全郡下向再ニ正式ニ組合議会村  
會ヲ郡役所ニ開設シ満堪ノ異議ナフ議案  
ヲ可決モ全ノ三十二月組合工事委員四名ヲ擇  
定シ主唱聲五人即ケ予ハ特別委員ニ拿テう  
議工事半圓臺面調査トシテ不歸屬跡村西賀  
後瀧助三郎ニ氏出張セシ愈々明治廿一年四  
月ニ至テ武儀郡地内ヨリ工事ニ着手ヒ茲ニ又  
察見村一部ノ人民、不服者アリテ浮浪、徒ニ

以本市四年、震災及市六年、水害有而又本年  
七月及九月ト此四度、大害に遭遇シタノハ不幸トモ  
何トモ諸君ニ對シテ御挨拶ノ致シ様モアリニセん  
然レトニ古語ニ兩隣ノ地固ルト云奉カ御坐リ  
并依テ茲ニ諸君ト不肖等ト一致結合シテ當用  
水路開設以奉、未歷テ其筋、其筋ノ復用工  
事量ノ補助ヲ得、且組合貢貢ヲ加ヘテ各見村地内  
築地ニ大修護ヲ施行シ當用路第ニノ割業者ト恩  
科シ大工奉テ起シ當用路ヲ縣下無比ノ水  
路ト致シ度キモノア御壁ノ井之、諸君ニ御相  
談序上ア井次井ア御壁ノ井尚其資金ハ既ニ設  
置相成マシタ濃飛農工銀行ヨリ十五年又ハ三十

年賦ニテ借入シ而シテ工事、成功セシタル後テ當  
用路最初ノ目的、即フ當組合ノ宇スニ及ベス下流  
間、南中嶋郡ニ至テ追充分、灌漑ヲ得ル様ニ相  
成ルスニテ何卒然ノ致シ度キモノア有井八ト陳  
告セシカバ有志有諸氏ノ國、吾ノ御説至極  
信構ア御座リ井ノ震災當時、即フ補助金  
壹萬八千余圓、組合員貢冬千余圓、合シテ  
前馬子布全四、貢貢スヤト雖ニ堅牢ニ成功  
テ見ニ能ハザシ又今固ニ多額ノ賃金ヲ投充  
ミ前回ノ如キ徹ニ踏コト無キヤ大ニ考慮ス可  
ナナナナト予之、御最ミル御説ア御壁ノ井ガ  
是近創當事以奉ノ工事ニ興往駆、其筋又其  
前馬子布全四、貢貢スヤト雖ニ堅牢ニ成功

シ小金園村小屋名、對スニ水防工事其他止  
リ得ル、怪異實、内々上自全及下自全四邑ヨリ  
當組合ノ經費、小金四千餘百圓、寄附マシメ  
而シテ該防水工事ニ及前記水深変更工事ヲ  
ト公管理有小金園村長ト復議手續ヲ了シ而シ  
不爾、事工事施方組合ノ依頼ヲ受ケ種々  
方法ヲ以テ土地、買上アリシ且小屋名ナ足  
ハ水行上、付特工事惟持、現均、諸、斯、  
クツ一月、奉日アテニ各手續ヲ了シタス、テ  
設立事半、據訓長五百八十間、此工事二万余

他種サノ三千清マリテ工事全又、工事が出来  
ナレダノデ有リ井ノ今テ周ニ第二ノ創立事ト固ニ一  
筋力ヲ注ギテ改工事ヲ施行レ松共如何。其事  
會ニ立ケ至ル、種々方法、又ノ身ノ何名、在シ  
官吏又ノ民間ニテ其用ニ適人物ヲ以テ工  
事ノ利益ニ益ニ相成様、注意ヲ致シ外商請  
商人ナ其他ノモノ、些少タニ全額ト難モ決シ  
テ購購セラシテ、工事、完全ナラン、盡力  
シ堅牢無比ノ工事成功セシム、茲ニ諸君  
確々返言致シ置井一万工事全金、對テ工  
事ノ出手アリト再び諸君、間接カヒシテ衝  
ク名ノ事詩ラ怪而シテ管理有福重郡長

瀬口氏及後藤小金園村長等ニ亦大ニ奮起  
組合會ヲ開キ水害復旧及大修護ヲ成、ナレガ  
為メ善後策、委員七名ヲ設ケ其筋ニ向ケ奉  
隨ニ障逐ニ衛、其補助ヲ得テ明治三十七年及三  
十六年、兩年間、直リ補助金又組合員貢合計  
參万八千有余圓ヲ大修護及水害復旧工事、  
看守シタリ今其個所ヲ舉テ第一水溝五百  
八丁間、元形ヲ失ヒ第二各見村地内津保川懸  
橋、橋失シ第三全村地内江川、懸橋流失、見他  
被壞箇所數拾箇所各見村地内幕地、大修護  
普ニ就中取ニ工事、國難アリ、水深武夷郡小  
金園村大字小屋名地内ニテ、縣立不詳、又同澤子

坪地石積平四千余坪、シテ又十三間三天ノ  
廻舊、伏設シ其近村三十ヶ村ノ人夫七百余名、  
副富テ、工事ナニ看手スルトシ全、年十二月十  
日工事、是張所ノ前、人夫一同、尼日、作したノ  
工事、施行規則及工事實施順序、設示  
し當用路復旧工事員トシテ多額ニ補助  
金ヲ下附マシカク、實施用取組合ノ幸福、  
其恩惠ニ備ニ聖廟、昭アヌミ天皇陛下  
萬歲、三唱シ、各務用水萬歲、昭ア人夫一  
同、酒肴、手續ヲ督勵シタリ斯ニテ工事、運  
帶アリ、進行シ目的、則限即チ明治三十九年三月  
三十日、至リ悉ニ成功セシム即ナ現在ノ用

水路、シテ之ニ萬代不朽、工事事ト福乞う得  
ヘリ今工事施行規則、九、記、  
工事施行規則

#### 第一條

#### 第二條

#### 第三條

#### 第四條